

FDKグループは、CSR基本方針にもとづき、法令および社会規範の遵守を徹底し、経営の透明性、監督機能の向上や企業倫理の意識を高め、社会から信頼される企業グループであることが、継続的な企業価値の向上につながると考えています。



## コーポレート・ガバナンス

### 基本的な考え方

FDKグループは、コーポレート・ガバナンスを充実することが、企業の健全性、透明性の向上と株主価値の向上につながるものと考えており、金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえた各施策、必要に応じて経営体制の見直し、組織の整備、必要な施策を実施しています。

また、経営内容の迅速な情報開示に努めるとともに、インターネットを通じて財務情報の提供を行なうなど幅広い情報開示を図り、公正性と透明性を高めることにも努めています。

なお、FDKは経営の監督と業務執行体制を分離した事業運営を図るため、執行役員制度を導入しており、その体制は取締役兼執行役員2名と執行役員9名で構成されています。

### 取締役会

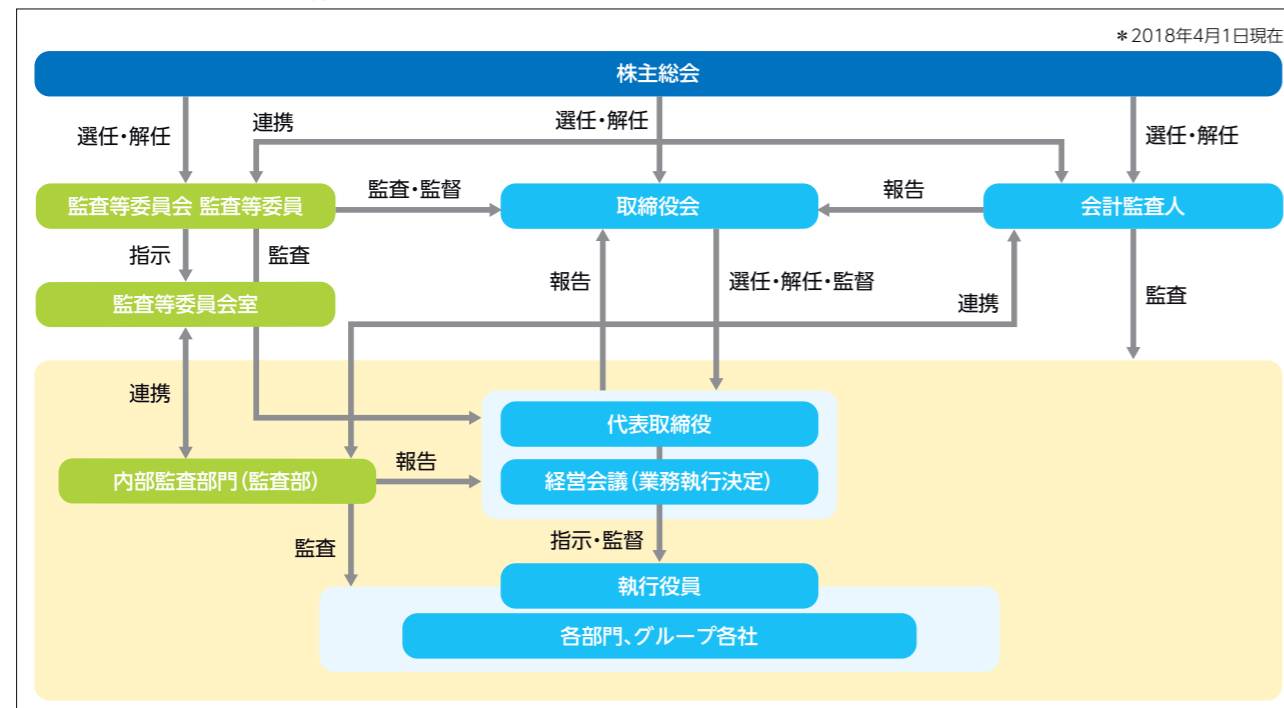
FDKの取締役会は、取締役(監査等委員を除く)4名と監査等委員である取締役3名で構成されています。取締役会は原則毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに業績の進捗状況についても議論し対策などを検討しています。

### 監査等委員会

FDKの監査等委員会は、社外取締役2名を含む取締役3名の監査等委員で構成され、原則毎月1回と必要に応じて随時開催し、経営の適法性および妥当性の監督、監査を行なっています。また、各監査等委員は、取締役会に出席し、経営全般または個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行なうとともに、監査等委員会で立案した監査方針に従い、取締役の業務執行の適法性、妥当性を監査しています。

なお、監査等委員である社外取締役との円滑な情報共有を行なうことにより、質の高い監査・監督を行ない、ガバナンスの強化に貢献することを目的として、監査等委員会室を設置しています。監査等委員会、監査等委員会室、会計監査人および監査部とは、相互の情報交換・意見交換を行なうなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しています。

### ■ コーポレート・ガバナンス体制図



## 内部統制

### 基本的な考え方

FDKグループは、企業の社会的責任を果たすためには、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役に決定し、社員、取引先、地域社会などのステークホルダーとの健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正、財務報告の信頼性を確保するとともに、関連法規、定款を遵守する経営を実現しています。

### コーポレートガバナンス・コードへの対応

FDKは、2018年6月にコーポレート・ガバナンス報告書を開示しています。2017年度は、Comply項目の充実に取り組みました。

#### ▶ コーポレートガバナンス・コード「基本原則4:取締役会の責務」の充実・強化

- ① 取締役トレーニング  
専門知識の更新および専門外知識の習得を目的として、取締役に加え執行役員も対象としたトレーニングを年間1回実施し、取締役の知識、知見の向上に取り組みました。
- ② 取締役会実効性評価  
従来のアンケートによる評価手法に加え、第三者機関による分析結果にもとづいたディスカッションで課題のさらなる深掘りを行ない、取締役会の監督機能強化に取り組みました。



取締役トレーニングの様子

## 法の遵守

### 基本的な考え方

FDKグループは、従業員一人ひとりの行動の基準となる「FDK企業行動指針」を2000年に定めています。この行動指針において、「法令および社会規範を遵守し、高い倫理観をもって行動する」という方針を明確に示し、消費者やお取引先様の信頼を得られるように努めています。この行動指針をイントラネットに掲載するとともに、各職場に掲示して全従業員が常に確認できるようにすることで、個人の自覚と行動をうながしています。

### 教育の実施

FDKグループでは、新入社員、新任課長などを対象とした階層別研修において、社内規則や外為法、製造物責任法、独占禁止法、個人情報保護法などの業務に関係の深い法令について解説を行ない、理解促進を図っています。このほかにも全従業員を対象とした、様々なコンプライアンス教育を実施しています。輸出管理および下請取引の分野については、各事業所において毎年講習会を開催しています。

2017年度は全従業員を対象に、カルテル・談合/贈収賄に関するe-learningを実施しました。

また、イントラネットを利用して、法令の改定情報や違反事例の紹介など、コンプライアンスに関する様々な情報を従業員に提供し、法令遵守に対する意識の向上に努めています。2017年度は、独占禁止法、特定商取引法などを題材として、17回の情報発信を行ないました。



集合研修の様子



### 事業運営に関わる法令の遵守

FDKグループの事業運営にあたっては、遵守しなければならない様々な法令、基準などがあります。これらに加えて、文化や慣習を理解し社会動向などに的確に対応することにより、倫理的な側面からもコンプライアンスの徹底を図っています。また、対象分野ごとに安全衛生委員会、環境管理委員会、含有化学物質管理委員会、輸出管理委員会、製品安全化推進委員会などの専門組織を設置し、法令などを遵守した事業運営に取り組んでいます。

### 安全衛生活動への取り組み、労災発生件数・対策

#### ▶ 1. 安全衛生方針

労働災害はあってはならないを基本に、従業員の安全および健康の増進と確保を目指し、労働災害ゼロの達成に向け、自主的な安全衛生活動を体系的かつ継続的に展開し、全員参加による安全で快適な職場づくりを実践する。また、従業員の心の健康への対策は、従業員本人や家族の幸せにとどまらず、企業への信頼や円滑な事業運営といった観点からも重要であり、メンタルヘルスへの取り組みを強化する。



健康講座

#### ▶ 2. 労働安全推進体制

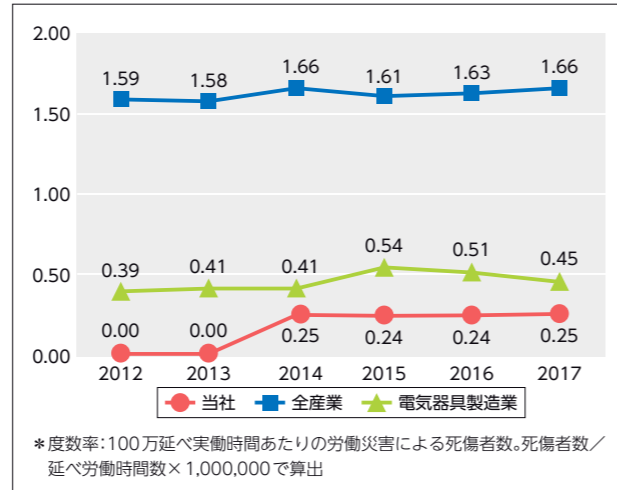
FDKグループでは、各事業所における「安全衛生委員会」を統括する機能として、社長および労働組合の委員長などで構成される「中央安全衛生委員会」を四半期ごとに開催し、各事業所での活動内容の情報共有を図ると同時に、全社的な活動内容を策定しています。

各事業所では、毎月「事業所安全衛生委員会」を労使合同で実施し、事業所に適した安全衛生活動を実施しています。なお、一部の事業所では国際規格の「OHSAS18001」を認証取得しています。

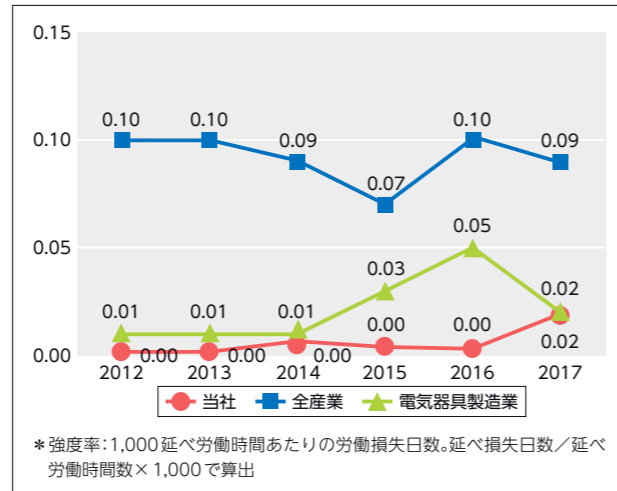
#### ▶ 3. 労働災害の発生状況

2017年度は、3件(前年度は4件)の労働災害が発生しました。なお、災害度数率、強度率は全国平均および電気器具業界を下回る水準で推移しています。

##### ■ 度数率推移



##### ■ 強度率推移



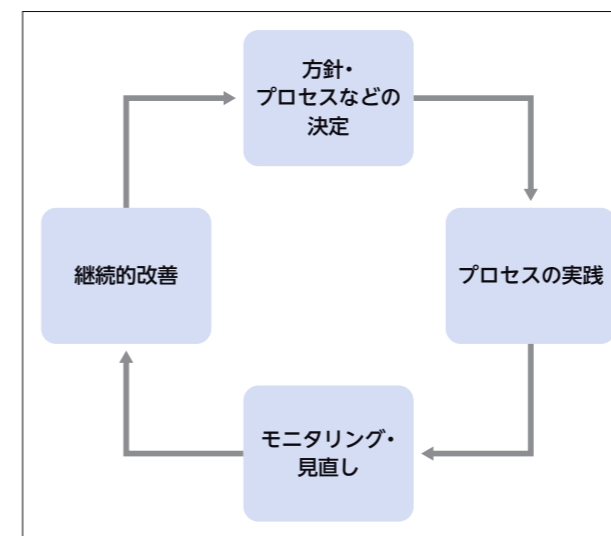
### リスクマネジメント

#### ▶ 1. リスク・コンプライアンス委員会

FDKグループにおける事業遂行上生じうる一定の損失を伴うリスクの顕在化を防止し、顕在化したリスクに適切に対応するとともに再発の防止を行なうため、「内部統制システム構築の基本方針」にもとづき、リスクマネジメントおよびコンプライアンスにかかる最高決定機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

#### ▶ 2. リスクマネジメントのフレームワーク

リスク・コンプライアンス委員会は、FDKグループにおけるリスクマネジメントの状況を把握し、方針・プロセスなどを決定、実践するとともに、継続的な改善を行ないます。



#### ▶ 3. リスクマネジメントのプロセス

各部門において、①事業活動に伴う潜在リスクを抽出、評価・検証します。②各リスクの対応優先度を明確化し、リスクコントロール(リスクの回避・軽減・移転・保有)の方針を決定します。③決定された方針に従って、各部門にて未然防止策を実行します。

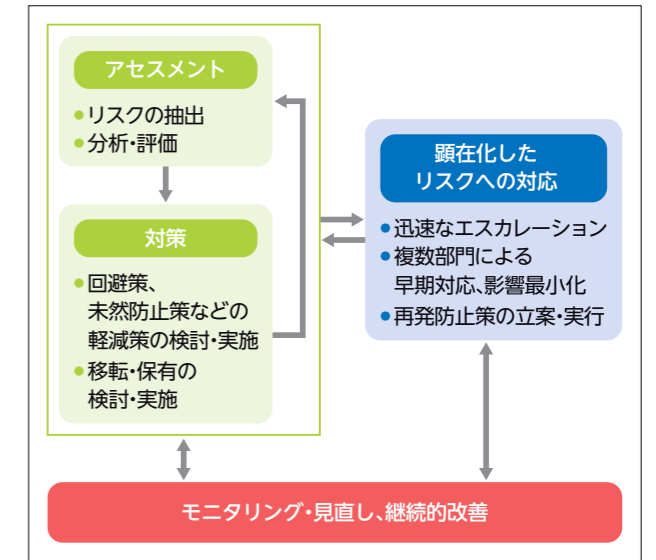
リスクが顕在化した場合には、各部門は迅速なエスカレーションを実施します。また、各関連部門、リスク・コンプライアンス委員会事務局などと連携し、適切な対応により、問題の早期解決、影響の最小化を図るとともに、原因究明に努め再発防止策を立案・実行します。

これらの各プロセスについても、実行状況を確認し、随時改善を図っていきます。

##### 危機(顕在化したリスク)の例

- ① 自然災害・事故
- ② 製品トラブル
- ③ 企業攻撃・コンプライアンス違反
- ④ 情報セキュリティトラブル
- ⑤ 環境問題 など

#### ■ リスクマネジメントのプロセス図



### 内部通報制度

FDKでは、社内ルール違反や法令違反行為に関する通報・相談を受け付ける「内部通報窓口」および「お取引先コンプライアンス受付窓口」を設置しています。

「内部通報窓口」および「お取引先コンプライアンス受付窓口」においては、「内部通報規程」によって通報者の秘密が確保されるとともに、通報を行なったことによるいかなる不利益も受けないことが保証されています。通報にもとづく調査の結果、問題が認められた場合は、すみやかに改善措置を講じています。なお、2017年度には1件の通報があり、適切な対応を実施しました。

#### ■ 内部通報制度

